

このたびの1月1日の地震により被害を受けた住民の皆様に、心からお見舞い申し上げます。被災された方々が一日も早く生活を再建され、地域の活力が取り戻されることをお祈り申し上げます。

組合では、以下のとおり減免制度がございます。ご不明な点等ございましたら、連絡先までお問い合わせください。

## 介護保険料の減免について

### 1. 減免対象者

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方

### 2. 減免基準

所有する住宅が全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない時又は復旧不能の時で、住宅、家財又はその他の家財について災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の5以上である世帯の第1号被保険者であり、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方

### 3. 減免対象保険料

申請日以降に納期が到来する6箇月分の保険料

連絡先：砺波地方介護保険組合 総務課 0763-34-8333